

「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等の改正について（案）

令和7年2月4日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 改正の趣旨

令和6年7月2日付け金融庁・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書等を受けて、本協会では、株主一元化スキームに係る制度整備、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等の勧誘方法の見直し等について、標記の規則を含む自主規制規則について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

（1）電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

1. 本規則の目的に株主一元化クラウドファンディング業務を追加する（第1条）。
2. 株主一元化ファンド、非上場株式等、株式投資型クラウドファンディング業務、株主一元化クラウドファンディング業務について定義を定め、電子申込型電子募集取扱業務の定義を改正する（第2条）。
3. ホームページに表示すべき事項について、発行者等の審査を行っている旨及び審査項目を追加する（第5条第2項）。
4. 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取扱う有価証券について、訪問又は電話勧誘の禁止の対象から法人の特定投資家を除外する（第7条第1項）。
5. 株主一元化クラウドファンディング業務の章を新設し、ホームページにおける情報提供、契約締結前の情報提供、確認書の徴求等、勧誘手法併用の禁止、株主一元化クラウドファンディング業務における募集金額等の上限、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る規定の準用、株主一元化ファンドに投資するファンドに係る特則を新設する（新設・第10章、第25条の2から第25条の8）。
6. 本協会への報告等、ホームページ等のシステム管理、社内規則の整備の対象に株主一元化クラウドファンディング業務を追加する（第26条第1項、第27条、第28条）。

（2）「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則

1. 株主一元化クラウドファンディング業務における募集金額等の上限に係る算定方法を新設する（新設・第6条の2）。

（3）その他所要の改正を行う。

3. 施行の時期

- ・ この改正は、令和7年●●月●●日から施行する。
- ・ この改正の施行の際、現に電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等を行っている正会員及び電子募集会員は、改正後の第5条第2項の規定の適用については、同年5月1日までは、なお従前の例によることができる。

以 上